

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年3月3日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
理事長 竹 鶴 隆 昭

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

令和7年度溶出試験等分析委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書に示す仕様等とします。

(3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

公益財団法人愛知臨海環境整備センター（愛知県知多郡武豊町字三号地1番地）

(5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に規定する排除措置を受けていない者であること。

(3) 開札までに、愛知県会計局の入札参加資格者名簿の「3.役務の提供等」の中分類「06.検査・測定」で、小分類「02.水質・土壌測定」を申請業種として登録されており、かつ、指名停止を受けていない者であること。また、計量証明事業所の登録をしていること。

(4) 過去5年間に廃棄物溶出試験（昭和48年環境庁告示第13号）、土壌汚染対策法による土壌の溶出試験（平成15年環境省告示第18号）及び含有量試験（平成15年環境省告示第19号）、海洋汚染防止法による土壌の溶出試験（昭和48年環境庁告示第14号）の契約実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

公益財団法人愛知臨海環境整備センター管理部管理課

愛知県知多郡武豊町字三号地1番地（郵便番号470-2300）

電話（0569）89-7390

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年3月3日（月）から令和7年3月24日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、随時交付します。

(3) 入札書の受領期限

令和7年3月24日（月） 午後5時15分

(4) 開札の日時及び場所

令和7年3月25日（火） 午後2時

公益財団法人愛知臨海環境整備センター1階会議室

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金を開札期日までに納めなければなりません。ただし、公益財団法人愛知臨海環境整備センター財務規程（以下「財務規程」という。）第89条第2号の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第87条（一般競争入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

ア 入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書、契約実績一覧表（入札説明書様式1）及び誓約書（入札説明書様式2）をイで定める提出期間内に3(1)の場所に提出してください。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、入札の対象とします。（当該調達案件を請け負うことができると認められなかった者には、連絡を致しますが、認められた者には特に連絡を致しません。）

イ 競争入札参加資格確認申請書の提出期間

令和7年3月17日（月）午後5時15分まで

(6) 落札者の決定方法

財務規程第92条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 印紙税の費用

印紙税法(昭和42年法律第23号)第2条の規定に基づく契約書等の文書に課せられる印紙税の費用については、すべて落札者の負担とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書によります。

入札に当たっては、別紙の単価欄に各分析項目の単価金額を記入の上、合計金額を算出し、提出して貰う。また、入札金額は別紙の総合計金額とする。

なお、本分析委託は別紙に記入した単価での契約であり、分析代金の支払いは分析項目毎の単価に実際の分析依頼件数を乗じたものとなる。